

## 教育委員会10月定例会会議録

1. 日 時 令和4年10月25日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F)
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美  
職務代理者 鈴 木 敏 之  
委 員 長 沼 早 苗  
委 員 岡 島 学  
委 員 福 島 幸 子

### 4. 委員以外の出席者

教 育 部 長	望 月 亮 一	参 事	菊 地 正 和
教 育 総 務 課	塚 本 富 美 代	学 務 課	田 中 裕 之
生 涯 学 習 課	佐 賀 憲 一	文 化 振 興 課	中 澤 達 也
ス ポ ー ツ 振 興 課	大 橋 博	指 導 課	田 上 秀 之
学 校 給 食 セ ン タ ー	寺 崎 敏 彦	図 書 館	武 藤 知 子
博 物 館	木 塚 久 仁 子	上 高 津 貝 塚	堀 部 猛
こ ども 政 策 課	菊 田 宏 巳	こ ども 政 策 課 課 長 補 佐	瀬 古 澤 時 人

### 5. 議 題

#### (1) 議 案

- 議案第30号 土浦市博物館協議会委員の委嘱について (博物館・上高津貝塚)  
議案第31号 情報非公開決定に係る審査請求に対する裁決について (教育総務課) (非公開)

#### (2) 報 告

- ① 市立認定子ども園土浦幼稚園整備に係る進捗状況について (子ども政策課)

#### (3) そ の 他

- ① 「第91回土浦全国花火競技大会」開催に伴う生涯学習館の臨時休館及び図書館の開館時間の変更について (生涯学習課・図書館)  
② 第2回(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会について (教育総務課)  
③ 新治運動公園多目的グラウンドのネーミングライツ事業スポンサー募集について (スポーツ振興課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年10月の教育委員会定例会を開催いたします。  
開催に当たりましては、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで進行をさせていただきます。

本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が1件ございます。  
議案第31号 情報非公開決定に係る審査請求に対する裁決についてであります。こちらは情報公開請求に係る案件でありまして、扱っている内容が土浦市内の学校に勤務している教職員個人に関係するものでありまして、個人情報を含む案件でありますことから、非公開とさせていただきたいと思っております。

また、個人情報を含むという観点から、本議案は、31号は、本日の案件の最後に行いまして、関係課長のみの出席としたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本案件を非公開とすることと、審議は会議の最後に行うことにつきまして、ご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

では、よろしく申し上げます。

議案第31号につきましては非公開としまして、その他の終了後に審議をしていただくことといたします。

それでは、次第の2番になります。教育長報告事項について、教育総務課より説明をお願いします。

塚本課長。

教育総務課

————— 9月28日以降の行事について報告 —————

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、次第の3番、議案に移りたいと思っております。

議案第30号 土浦市博物館協議会委員の委嘱について、博物館からお願いします。

木塚副館長。

博 物 館

博物館です。

議案第30号 土浦市博物館協議会委員の委嘱についてご説明いたします。

定例会資料の4ページをお願いいたします。

土浦市博物館協議会委員ですが、土浦市博物館条例第12条の規定に基づき、任期が2年と定められています。

現在の協議会委員の任期が令和4年10月31日をもって満了となることから、土浦市博物館条例第11条の規定に基づき、4ページのとおり任命するものです。

なお、全ての方が再任です。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、議案第30号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、議案第30号は原案どおり可決することに決しました。

先ほど申し上げたとおり、議案第31号は後ほど行いますので、続きまして、次第の4

番に移ります。報告事項でございます。

報告事項の括弧の1番ですが、市立認定こども園土浦幼稚園整備に係る進捗状況についてですが、こども未来部のこども政策課による報告になりますが、まず教育総務課より、本案件を教育委員会定例会にて行う事情といたしますか、理由につきまして、説明をお願いします。

塚本課長。

教育総務課

教育総務課でございます。

定例会の資料、8ページをお願いいたします。

市立認定こども園土浦幼稚園整備に係る進捗状況についてでございます。

本案件については、担当課は、こども未来部こども政策課となりますが、本案件を教育委員会定例会にて取り扱う事情と、担当課の説明という2点につきまして、教育総務課より説明をさせていただきます。

土浦市立認定こども園につきましては、令和5年10月の開園に向け、こども未来部こども政策課を中心に、現在準備を進めているところでございます。

令和2年11月の総合教育会議においては、土浦市立認定こども園土浦幼稚園の設置について、を議題とし、市長及び教育委員の皆様にてご協議をいただいたところでございます。

資料11ページをお願いいたします。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条の抜粋でございます。第27条は、幼保連携型認定こども園に関するものでございまして、地方公共団体の長が教育委員会に対して認定こども園に関する意見聴取を求めることや、教育委員会の助言または援助を求めることができることなどを規定しているものでございます。

今後、この第27条に基づき、市長から教育委員会に対しての意見聴取、具体的には、認定こども園における教育課程に関することなど、指導課等に協議・助言などを求めることが想定されますが、その前に、担当課であるこども政策課から、教育委員の皆様に対しまして、現在の進捗状況について説明をさせていただきたいということが今回の案件を教育委員会定例会に取り扱う理由となります。

また、説明については、担当課であるこども政策課をお願いしたいと存じますので、こども政策課長及び担当者の同席について、お伺いさせていただきたいと思っております。教育総務課からの説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

教 育 長

ただいま説明がありましたとおり、法律、地教行法の規定に基づきまして、今後、市長のほうから教育委員会に対して意見聴取や、あるいは助言を求めることがございますので、事前に現在の進捗状況につきまして報告をしたいという内容でございます。説明に当たりましては、こども政策課職員の同席についての伺いがございましたが、出席を求めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

では、よろしく申し上げます。

では、こども政策課より説明をお願いいたします。

こども政策課

こども政策課、菊田と申します。よろしくをお願いいたします。簡単に説明をさせていただきます。

それでは、資料の8ページをお願いいたします。

市立認定こども園土浦幼稚園整備に係る進捗状況についてでございます。

この市立認定こども園土浦幼稚園整備につきましては、令和2年の11月の総合教育会議におきましてもご説明をさせていただきましたが、その概要や、その後の進捗状況につきましてご説明させていただきます。

認定こども園につきましては、保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持つ施設ですが、市では多様な教育・保育ニーズに対応するために、本年3月に廃園となりました土浦幼稚園の園舎を改修して、東崎保育所の保育機能を統合して、本市におきましては、公立では初めてとなります幼保連携型の認定こども園の整備に着手をしまして、令和5年10月の開園に向けて準備を進めているところでございます。

1番の進捗状況ですが、(1)これまでの実施内容につきまして、令和3年度には、耐震診断及び改修基本実施設計業務を委託しております。

令和4年度では、4月には保育課に担当職員を配置しまして、運営面に関する整理・検討を開始しております。

また、地区長や近隣の学校への事前説明をしております。

8月には入札を行いまして、株式会社折本工業さんが落札をしております。

契約額は4億2,240万円、令和4年の10月から令和5年9月15日までの2か年にわたる工事でございます。

9月には、工事前に園内の物品の一部を移転しております。

また、工事の施工監理委託を設計業者と契約をしております。

そして、工事の前に、地区長・近隣学校に工事着工の説明をしております。

10月には、園内に残っていた物品の処分をいたしまして、園内を空にして工事に入れるようにいたしました。

10月からは工事着工しております。工事につきましては、柱や外壁、屋根など、建物の構造部分は残して生かしますけれども、それ以外は捨てて改修するやり方で、フルスペックのリフォームでございます。園内のレイアウトもかなり変わります。現在、建物の内外の解体作業を行っているところでございます。

(2)の現在までに整理した事項ですけれども、①園の概要では、場所は文京町の旧土浦幼稚園の所在地でございます。

定員につきましては、1号(教育)の幼稚園部分では、3歳から5歳までで合計40人、2号・3号(保育)の保育所部分につきまして、ゼロ歳から5歳まで計70人、合計110人でございます。

開園日につきましては、令和5年の10月1日で、実際は10月2日の月曜日からでございますが、東崎保育所がそのまま引っ越してきて、保育所部分のみで開園いたします。

1号認定、幼稚園部分の受入れにつきましては令和6年4月からになります。

③の設計ですけれども、別紙の1から3のほうをお願いいたします。

まず、別紙の1の図面のほうをお願いいたします。案の1、1枚目のところでございます。A3の資料でございます。

案の1でございますけれども、これは全体の平面図です。園舎自体は既存の園舎の構造を活用しますので、形は大きくは変わりません。園庭の右側のほうですけれども、

保護者の送迎用の駐車場を6台分設けます。

また、園庭での遊具につきましては、0～2歳児も受け入れますので、園舎の右側の前のところにございますけれども、低年齢用の遊具を設置いたします。その他の遊具につきましては、一部新しいものは設置しますが、残りは既存のものを利用いたします。

続きまして、1枚めくっていただきまして、案の2をお願いいたします。

案の2は1階の平面図でございます。子供につきましては、0歳児、1歳児、2歳児、そして一時預かりの部屋などがございます。

この図面の上側の真ん中辺りのところですが、EVとあって、エレベーターを設置いたします。こちらは給食の配膳ですとか、あとは、お昼寝用の布団の移動、さらに障害児などの対応のため、エレベーターを設置するものでございます。

また、原則として自園で調理をいたしますので、右端のところですがけれども、調理室を設けています。

さらに子育て支援室、左のところですね、を設けます。未就園児の親子の交流ですとか、子育て講座などのための子育て支援室を設けます。

1枚またおめくりいただきまして、案の3をお願いいたします。

この案の3は2階の平面図です。子供につきましては、3歳児、4歳児、5歳児の部屋でございます。そして、遊戯室やプレイルームも設けております。

では、元の資料にお戻りいただきたいと思いますが、9ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

2番の今後のスケジュール、予定でございますけれども、令和5年の3月には、設置及び管理条例の制定、保育所条例の一部改正、教育・保育計画の策定などを予定しております。運営に係る基本的事項であるところですので、教育委員会の意見を頂きながら進めたいと考えております。

8月には園舎が完成する予定でございます。

9月には電話回線や機械警備工事、物品の搬入、引っ越し作業を行います。内覧会も開催する予定でございます。

そして、10月に開園という運びでございます。

資料の10ページがパース案でございまして、下のほうの図は利用者目線からのものでございまして、実際は、この通路のところにはフェンスがございます。

また、屋上にもフェンスを回しておりますけれども、万が一水害が発生したという場合にも垂直避難できるように、屋上から落ちないように囲いをつけたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。

ただいまの説明内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思っております。

岡島委員。

岡 島 委 員

8ページに園児たちの人数が書いてあるのですがけれども、それが今想定しているマックスの受入れ人数と考えていいのですか。

こども政策課  
岡島委員 おっしゃるとおり、マックスの定員でございます。  
ちょっとイメージがつかみにくいのですが、例えば案3の図面のところの5歳  
児のところ、平面図が73平米ぐらいで14人というのは、これはスペース的にどうなの  
ですかね。ちょうどいい感じなのですか。それとも、ちょっと狭いのか。

こども政策課 3歳児と4歳児は、定員掛ける基準面積で大体ちょうどぐらいの広さなのですがけれど  
も、5歳児の部屋は定員掛ける面積よりは、少し広くなっております。

岡島委員 このぐらいの計算で、部屋は大丈夫だよということですか。

こども政策課 はい。

岡島委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにございますか。

鈴木委員 鈴木委員。

鈴木委員 3歳、4歳、5歳児は、1号と2・3号、幼稚園型と保育園型と、お子さんたちは結  
局、同じ部屋で同じことをやるということによろしいのでしょうか。

こども政策課 同じ部屋で同じことをやりまして、ただ、幼稚園のほうは時間が短くなります。予定  
では9時半から13時30分の予定であります。その後、預かりが必要な子は残られまし  
て、そうでなければ、お迎えに来られて。

あと、保育のほうは、その後にお昼寝をして、その後過ごして、保護者のお迎えを待  
つというようなところでございます。

鈴木委員 もう一つ。こちらのスタッフとしては、看護師さんとかの予定はないのでしょうか。  
例えば看護師さんがいるのであれば、病児保育をどこかの部屋で行うとか、そういう  
ことは考えていない。

こども政策課 病児保育までは、まだ今のところはできないかと思うのですが、看護師はつけ  
ることを考えております。

あと、障害者の対応とか、そういったこともございますので、看護師は考えていると  
ころでございます。

鈴木委員 はい、わかりました。

教育長 よろしいですか。

長沼委員 長沼委員。

こども政策課 ここ、基本は送迎なのでしょうか、お子さん全て。バスは使わないのですか。  
送迎でございます。バスはなしで、送迎でございます。

長沼委員 6台って少ないような気がいたしました。

こども政策課 6台で不足すると、当然考えられることでございますので、隣の生涯学習館のところ  
の駐車場をこれまでと同様に、一部お借りして対応する予定でございます。

長沼委員 ありがとうございます。

教育長 福島委員。

福島委員 二つ伺います。これは、同じ年齢のお子さんも、保育所であってきても、幼  
稚園であってきても、同じことを一日活動するということでしたよね。

こども政策課 はい。

福島委員 この参考資料のところに、それぞれに目的が違うのかなと思ったものですから。

こども政策課 はい。

福島委員 それと、もう1点なのですけれども、例えば夏休みとか、幼稚園は休みになりますよね。そのときに、保育のほうにお願いしたいというような場合は、そういうのも受け入れるような施設になるのですか。

こども政策課 その点につきましては、元々の保育のほうは、保育の必要性がないと保育の認定ができないということになりますので、今おっしゃったような扱いはできないのですけれども、ただ、夏休み、長期休暇になってしまうと、片や保育所は来て、片やお休みというと、経験が違ってしまいますので、例えばイベントなどがあれば、そのイベントにどうですかとお誘いしたり、あるいは、園便りなどによって情報をお伝えしたりするとか、そういったことで対応することとは考えられると。その点につきましては、少し経験の差が出てしまうというところがございます。制度上、その期間も同じように扱うということは、できないところではございます。

福島委員 実際の保育が分からないので、同じ部屋に保育園児と幼稚園児が混在しているわけですよ。

こども政策課 そうですね。

福島委員 子供たちは、それはお互い知らずに。

鈴木委員 途中で帰っちゃうわけですよ、幼稚園の人は。すみません、いいですか。

教育長 鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 9ページの参考のところにあります、認定こども園なわけですよ。保育所に近い、保育園型と幼稚園型、この施設はどちらの型なのでしょう。

こども政策課 幼保連携型と申しまして、幼稚園型とか保育所型とはまた異なる、最初から保育と幼稚園と両方受け入れる幼保連携型というものでございます。

鈴木委員 幼保連携型、わかりました。

教育長 幼保連携型。これは参考のところ、そういう幼保連携型という記載はできないのですか。そういうのもあるよと。それは記載したほうがいいですね。

こども政策課 はい。

教育長 そのほかございますか。いいですか。また追って事務局のほうから、ご質問とかあるかもしれませんので、そのときにまた、機会を捉えてご説明のほうをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

では、報告事項は以上となりますので、続きまして次第の5番、その他に移りたいと思います。

その他1番ですが、第91回土浦全国花火競技大会開催に伴う生涯学習館の臨時休館及び図書館の開館時間の変更について、生涯学習課及び図書館から説明を。佐賀課長。

生涯学習課 生涯学習課です。定例会資料12ページをお願いいたします。第91回土浦全国花火競技大会開催に伴う生涯学習館の臨時休館及び図書館の開館時間の変更についてご説明をさせていただきます。11月5日、土曜日に開催を予定しております土浦全国花火競技大会において、生涯学習館はふるさと納税者の臨時駐車場として利用されることから、臨時休館とするもの

でございます。

また、図書館につきましては、駅周辺の混雑が予想されることから、通常午後6時までのところを3時間短縮し、午後3時に閉館するものでございます。

駅につながる2階のペDESTリアンデッキの通行は、午後6時に規制の予定ですが、混雑状況によっては早まる予定があるというようなことで伺っております。

一方、アルカス土浦1階にございます市民ギャラリーにつきましては、貸しギャラリーの利用者の方が花火のお客様来場を見込んでいることや、ペDESTリアンデッキの規制の影響が少ないことなどから、通常の6時までの開催といたします。

本日、別紙で花火大会の交通規制等、こちらをお配りさせていただきました。内容については、後ほどご覧いただければと思いますけれども、学校やクラフトシビックホール土浦、上高津貝塚、川口運動公園、武道館などが例年、臨時駐車場として利用されているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

教 育 長

花火大会の関係で図書館や生涯学習館、こういった状況、例年どおりの対応になりますので、ご質問等ございましたら、久しぶりの開催でございます。

鈴木委員、どうぞ。

鈴 木 委 員

今年は、花火の開催時間が早まっているのですけれども、3時で大丈夫なのでしょうか。例年だとこれでいいのかもしれませんが、少し早い時間から混雑が予想されると思うのですけれども。

教 育 長

佐賀課長。

生涯学習課

例年6時に花火大会が開催をしていたところ、1か月遅れて11月というようなこともあって、今年は開始時間が30分前倒しになりまして、5時半から開催するというような状況でございます。

2年ほど、コロナの影響で花火大会、開催できなかったような状況でございまして、駅周辺の状況も確認しながらというようなことではございますけれども、その前の年、3時に閉館をしていたときには、3時であれば、混雑の状況はまだそれまででもなかったというような状況でございますことから、今年度、また同じく3時というようなことで閉館をさせていただいて、その後のお客様の流れ等もよく確認をさせていただいて、今後の時間、どのような時間にするのかということ、再度見極めさせていただきたいと考えております。

鈴 木 委 員

分かりました。

教 育 長

そのほか、ございますか。

それでは、続きまして、次第には記載されておきませんが、報告事項が2件ほどございます。順次報告をさせていただきます。

まず一つ目は、教育総務課からでありますけれども、第2回になります（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校の施設整備等検討委員会につきまして報告がございますので、資料はお手元にありますので、お願いしたいと思います。塚本課長。

教育総務課

教育総務課でございます。資料のほうは、A3版の資料1というものを御用意いただければと思います。

本日7時から、上大津公民館において開催いたします第2回（仮称）土浦市立上大津



地区統合小学校施設整備等検討委員会についてご報告をさせていただきます。

前回の8月23日に実施いたしました第1回の検討委員会の審議において、現候補地である五中西側については課題や不安が多く、市に見直し案を検討していただきたいとの結論がなされました。

市としましては、子供たちの安全確保は最も留意すべき点であると認識しており、検討委員会の結論を踏まえ、これまでの適正配置検討委員会の提言を尊重しつつ、五中西側の候補地については見直しを検討することが必要と考えているとして、第1回の検討委員会を終結した次第でございます。

本日の第2回検討委員会においては、前回の検討委員会において、新たな候補地について検討することとしておりますことから、原案及び地域の皆様からの提案があった候補地を含めました4候補地について、お示しをさせていただく予定でございます。そちらが、こちらの資料1という形になります。これによりまして、本日、検討委員会の皆様において御審議をいただく予定でございます。

最終的には、第3回の検討委員会において1候補地に絞りまして、その後、委員長より、市へ最終候補地案の提言をいただく予定でございます。

報告は以上です。

教 育 長

今夜、第2回の検討委員会でこの案を説明したいと思います。

原案も含めてですが、合計四つになりますかね、事実上。見直し案をとという要望が強いので、三つの案で検討は進められるのかなと思っております。

一応、分かりやすくするために、評価ということで、事務局のほうで丸、二重丸、三角というようなことを記載して、審議がしやすくなるようにしております。

こういうような状況であります。またいろいろ審議の中でメリット・デメリット、ご意見が出るのかなというように思います。

こういったことで今日のところは審議をいただいて、次回11月の下旬あたりになる最終の、第3回委員会で一つのご意見をまとめてもらおうと。当然、事務局のほうで案を、今日の結果を踏まえてまとめ上げて、それで諮るということになると思います。

教育委員会のほうには第3回に向けて、ここに絞ったという報告はなされるのですか。

教育総務課

次回を11月22日に予定しておりまして、22日がまた定例会と同日ですので、今回の第2回の子の報告をさせていただこうと思ってございます。以上です。

教 育 長

第2回の結果報告と併せて、第3回に向けて、こういったものを事務局として検討委員会のほうに上げたいということをお諮りしたいという理解でよろしいですか。

教育総務課

はい。

教 育 長

分かりました。

そういう予定であります。それでは、よろしいでしょうか、ご質問等は大丈夫でしょうか。

続きまして、もう1件、次第にございませませんが、報告事項がございます。

スポーツ振興課から、新治運動公園多目的グラウンドのネーミングライツ事業の スポンサー募集について、説明がございませぬ。大橋課長。

スポーツ振興課

スポーツ振興課です。

新治運動公園多目的グラウンドのネーミングライツ事業スポンサー募集について、で

ございます。同じように別紙でご用意させていただきました。

来たる令和5年度の年度当初に、多目的グラウンドの人工芝工事が完了する予定となっております。そちらの供用開始に向けて、施設の魅力度を高めるためにも、ぜひネーミングライツを実施したいと考えてございます。

2番に書いてございます命名権料の希望額でございますが、年額100万円以上。ネーミングライツの期間は令和5年4月1日から3年間で計画してございます。来たる11月1日の火曜日から、12月9日までを募集期間として募集するものでございます。

7番にもありますが、募集していますということを市のホームページですとか広報紙等に掲載し、周知する予定でございます。

以上でございます。

教 育 長

ネーミングライツについて、人工芝の工事が終わりますので、併せてお願いをしたいという考えでございます。

ご質問等、大丈夫でしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、冒頭でご案内をいたしましたとおり、議案31号に移りますが、関係者以外は退室となりますので、その前に次回の定例会につきまして、教育総務課より連絡をお願いします。塚本課長。

教育総務課

11月の定例会についてでございます。例年ですと、12月が議会開催日となりますので、1週早く開催するところでございますが、11月、第5週までございますので、通常どおり、第4週の11月22日の火曜日、午後4時からということでお諮りしたいと思います。よろしくお願いたします。

教 育 長

ただいま、11月の定例会を11月22日、さっきもちょっと申し上げましたけれども、22日、火曜日、午後4時からとなる予定でございますので、日程調整のほう、よろしくお願したいと思います。

それでは、議案第31号に移りますので、教育部長、菊地参事、教育総務課長、指導課長、事務局以外は退出をお願いいたします。

(関係者以外退室)

それでは、議案第31号 情報非公開決定に係る審査請求に対する裁決について、教育総務課より説明をお願いします。

塚本課長。

**【議案第31号「情報非公開決定に係る審査請求に対する裁決について」を協議】**  
(非公開)

教 育 長

では、議案第31号は原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。では、原案のとおり可決すること決しました。以上をもちまして、本日、10月の教育委員会定例会を閉会いたします。